

報告第34号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月12日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第21号

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和7年4月28日 午前9時50分頃

2 事故発生場所

常総市水海道高野町671番地 1

3 相手方

(1) 所在地 常総市■■■■■■■■■■

(2) 法人名 ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■

■■■ ■■ ■■

4 事故の概要

介護認定調査で訪問した施設において、公用車を駐車しようとした際、車両左側後部が、施設入口スロープの手すりに接触し、破損させたもの

5 損害賠償額

金627,000円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金627,000円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。